



令和 5 年 3 月 8 日
午前・午後 9 時 43 分 受領

議長	事務局長	係

令和 5 年 3 月 8 日

愛南町議会議長 原田 達也 殿

愛南町議会議員 金繁 典子

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

(答弁一括方式 ・ 答弁分割方式)

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
<p>1. 4 月以降に住民に説明を行う予定の「津波避難計画 (素案)」の指定避難所への移動は可能なのか～内海地域の全地区の住民が一本松地域に避難などの指定避難場所を考案した理由、住民への説明と見直しなどについて</p> <p>先月の議員全員協議会 (2 月 22 日) において執行部から「津波避難計画 (素案)」が提出され、説明がありました。それによるとこれまで定めていなかった津波・地震災害の際に避難収容施設となる指定避難所を定めたとのことです。愛南町ではこれまで、海岸沿いの地区で地震の際には津波も押し寄せることが想定されている内海地域の全域、西浦、東海、深浦、赤水地区など災害時に孤立する危険性も高い地区に避難収容施設が存在せず、これらの地区の住民の命が高度な危険にさらされています。</p> <p>そのためこの点について令和 3 年第 4 回定例会において質問をしたところ、執行部からは「町民の命が助かるようにしっかりと取り組んでいきたい」と答弁いただきました。</p> <p>しかし、今回提示された「津波避難計画 (素案)」の内容を見ると、住民の命は高度の危険な状態に置かれたまま</p>	町長

と言わざるを得ません。たとえば内海地域の全住民は一本松地域（網代～家串地区住民は一本松小学校、平瀬～柏地区住民は一本松交流促進センター）、脇本、中玉～垣内地区の住民は城辺小学校、高畑、赤水地区住民は城辺中学校、猿鳴中浦地区住民は旧西海中学校など、指定避難所までの距離が非常に長く、崖崩れなどにより道路が寸断される危険や、津波被害を受ける地域を超えてたどりつかなければならないような過酷な想定の際の指定避難所が設定されています。

この「津波避難計画（素案）」については、4月以降に町民に説明し意見をいただいて見直すとのことですが、いまだ不明な点を伺います。

（1）内海地域の住民が一本松地域に避難することにした理由は何ですか。

（2）内海地域の住民が一本松地域の指定避難所にどの段階でどのようにして移動すると想定されていますか。

（3）今後の住民への説明は、どのような単位（地区）、スケジュールで行う予定ですか。

2. 農家支援、地域活性化につながる学校や町内施設の給食等の地産地消率向上のためには何が必要なのか

町長

愛南町は年間を通じて多様な農水産物が収穫でき、食料自給率は約240%（「永続地帯2021年度版報告書」千葉大学倉阪研究室、NPO法人環境エネルギー政策研究所）と資源豊かな町です。

しかし、学校給食での地産地消率は平成 30 年度に 10.5%、さらに令和 6 年の目標値は「10%以上」とされ、平成 30 年の 10.5%を下回ることも許容する目標値を設定しています（食材数ベース/「愛なん食育プランⅢ」保健福祉課）。内容を給食センターのデータから見てみますと、米は町内産 100%、水産物は過去 7 年間の推移を見ると増加傾向にあるものの（金額ベース/平成 27 年度 31.0%→令和 3 年度 44.0%、給食センター調べ）、野菜の地産地消率は 8.4%（令和 3 年度。平成 27 年度 7.9%、同調べ）と非常に低いまま推移しています。給食に使われた 1 年間の食材を見てみても、野菜においてはネギの他はわずかの野菜しか愛南町産を使用していません（令和 3 年度）。また、町外の業者（松山市や宇和島市）から購入した食材も多く利用しています。町立の一本松病院や老人ホーム南楽荘においては、地産地消率の記録がないとのこと（情報公開請求に対する不開示決定 愛総発第 733 号-1）。

国（農水省）は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる「六次産業化・地産地消法」を定め、地方公共団体の責務として「基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第 35 条）と規定し、その実現のため市町村に地産地消促進計画の策定に努めなければならないとしています。

そこで伺います。

（1）学校給食の野菜の地産地消率及び病院等施設の地産地消率の記録の現状について、どのようにお考えですか。

(2) 学校給食で野菜の地産地消が進まない原因及び病院等施設において地産地消が記録されていない原因は何だとお考えですか

(3) 地産地消率向上の必要性について、どのようにお考えですか。

(4) 地産地消率向上のため何をすべきだとお考えですか。

3. 新たな建物を建設することを含み計画している「子ども第三の居場所づくり」について、B&Gからの助成金が終了する3年後以降の継続と財源確保などについて

先の議員全員協議会(2月22日)において、執行部から新たな事業となる「子ども第三の居場所づくり」について説明がありました。これは経済状況や家庭環境に課題を抱える子ども達等に、放課後の時間帯に安心して過ごせる居場所の整備を行い、基本的な生活・学習習慣等の支援を行う目的で設置を希望するとし、体験活動などの機会をとおして地域や社会との関わりなどを学び、将来に向けての豊かな成長と生活力の向上を図るとしており、対象は、経済状況や家庭環境に課題を抱える子ども、学校に馴染めない子どもなどとしています。対象の子どもの数が増えている(平成29年度17件26人から令和4年度28件55人)中、居場所づくりが求められる一方、開設するための財源はB&G財団の助成金5000万円を申請し、新たな建物を御荘夢創造館の敷地内に建

町長

設し、不足分は町の予算を使うことも検討されているとのことです。また、運営費はB&Gから年間1440万円以下（常設ケアモデル）の助成がありますが、3年を限度とした有期の助成です。

そこで伺います。

（1）この事業の内容（事業主体、対象者、開設場所及び時間帯、支援内容など）と必要性と今後のスケジュール、関係者らとの情報共有などについて

（2）新たな建物を建設する必要性とその規模などについて

（3）B&Gからの助成金が終了する3年後以降の継続と、財源確保などについて